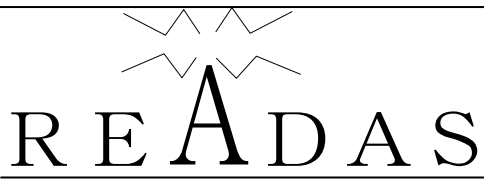


第 4678 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2013年)平成25年 2月28日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 2通りの贈与

**Q**：今年度の税制改正では、贈与が2通りになるとか。どのようになるのですか？

**A**：20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合とそれ以外とに分けられ、それぞれ、違う税率が適用されます。

### 【解説】

平成25年の税制改正では、贈与が次のように2通りになることとされています。

①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率

200万円以下の金額	10%
400万円以下の金額	15%
600万円以下の金額	20%
1,000万円以下の金額	30%
1,500万円以下の金額	40%
3,000万円以下の金額	45%
4,500万円以下の金額	50%
4,500万円超の金額	55%

②①以外の贈与の贈与税率

200万円以下の金額	10%
300万円以下の金額	15%
400万円以下の金額	20%
600万円以下の金額	30%
1,000万円以下の金額	40%
1,500万円以下の金額	45%
3,000万円以下の金額	50%
3,000万円超の金額	55%

この改正は、平成27年1月1日以後の贈与から適用されます。

